

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によっています。）

② 時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定額法

無形固定資産 法人税法の規定による定額法

リース資産 リース期間を耐用年数として残存価格を0とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 航空チケット等の販売に係る収益は、主にチケットを発券・発送にする業務であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

② 旅行サービスに係る収益は、主に旅行の企画・催行の業務であり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務が完了した時点でを認識しております。当社が代理人として航空チケット等の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	130,560千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	201,191千円
(3) 関係会社に対する金銭債務	1,276千円